

新公審査答申（情）第19号
令和6年2月16日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和元年12月26日付け、新行経第481号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が令和元年7月19日付け新病管第1003号の2により行った非公開決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公文書の公開請求

令和元年7月10日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、カルテ開示件数及び「未提出の画像開示しなかった件数」（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和元年7月19日、実施機関は、本件請求に係る文書を保有していないとして、非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年7月24日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和元年12月26日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

カルテ開示件数はカルテ開示の受理簿などから出てくるものであり、確認もせず、情報がないとしたものと言わざるを得ない。統計上からも必要なものであり、開示すべきである。

「現にある帳簿から求められた内容の件数を新たに数えてそれを公開する制度となっていない。」としているが、帳簿を開示し、個人情報の部分を非開示にすれば済むこと。帳簿を開示できないなら、正当な理由を述べなければならない。

なお、審査請求人は、上記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

請求人は「カルテ開示件数はカルテ開示の受理簿などから出てくるもので、確認もせず、情報がないとしたものと言わざるを得ない」と主張する。しかし、情報公開制度はその請求の際現に保管している公文書を公開対象とするもので、現にある帳簿から求められた内容の件数を新たに数えて公開する制度ではない。

「未提出の画像開示をしなかった件数」について、実施機関では、そのような統計上の資料は作成していないため、存在しない。情報公開請求の対象となるのは現に存在する文書である。当該文書は存在していないことから、文書不存在として非公開決定とせざるを得ない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件請求文書について、請求に係る情報を記載した公文書を作成していないため非公開決定を行ったものの、審査請求人から、件数は把握できるとして、決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、本件請求文書は、カルテの開示請求の受理簿から件数が把握できると主張していることから、当審査会は、カルテの開示請求件数の把握方法について、実施機関に確認した。

実施機関からは、開示請求件数については、1件ずつの記録はあるものの、集計は業務上必要性が乏しいため行っておらず、受理簿も作成していないとの回答であった。

- (2) そこで、当審査会は、カルテの開示の手続きについて規定する「新潟市個人情報保護条例」及び「新潟市個人情報保護事務取扱要領」、実施機関のマニュアル「個人情報開示請求業務手順」を確認したところ、カルテの開示請求の受理簿や、

開示漏れに関する記録を作成する規定はなかった。

(3) そうすると、本件請求文書を保有していないとする実施機関の主張には、特段不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求について非公開とした本件決定は妥当である。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和 元年 12月 26日	実施機関の諮問書を受理
令和 5年 11月 28日	審査会開催（第1回）
令和 6年 1月 15日	審査会開催（第2回）
令和 6年 2月 9日	審査会開催（第3回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子